

鎌倉市告示第 201 号

会計管理者の事務の一部を現金分任出納員への委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち、別表左欄に掲げるものについては、当該右欄に掲げる課等の現金分任出納員に委任させたので、同法第 171 条第 4 項の規定により告示する。

令和 8 年（2026 年）6 月 11 日

鎌倉市長 松尾 崇



別表

委任の対象となった事務	委任を受けた者
鎌倉市財務規則第 34 条に基づき別表第 4 に基づく「公衆電話利用者のための両替用現金」の出納若しくは保管の事務	政策部 市民相談課 現金分任出納員 宮入 春嘉